

原子力損害賠償の完全実施を求める決議(案)

原子力発電所事故の発生から半年が経過しようとしているが、未だに収束の途上であり、原子力災害は、県内全域に甚大な損害を生じさせている。

今も多くの県民が、放射線による危険を回避するために避難を余儀なくされ、仮設住宅等で不安な生活を送り、事業者は事業再開に向けて懸命に踏み出そうとしているが、再起の見通しは陰しく、極めて厳しい状況に置かれ続けている。

こうした中、去る8月5日、原子力損害賠償紛争審査会において「中間指針」が策定されたが、福島県の被害を十分に反映したものとはなっていない。

我々が第一に望むことは、3月11日の事故以前の生活に戻ることであり、本件事故によって福島県民が被った様々な損害は、すべて賠償されることが大原則である。

東京電力は、9月中の請求受付、10月中の支払い開始を目指すことを表明したところであるが、原子力災害の原因者であることを忘れず、「中間指針」に明記されていない損害についても幅広く賠償すべきであり、国は、原子力発電を国策として推進してきた責任の下で、最後まで確実な救済を果たすべきである。

よって、本協議会が一致団結し、200万人県民の総意として、東京電力、国に対し、原子力損害賠償の完全実施を強く求めることを決議するものである。

平成23年9月2日

福島県原子力損害対策協議会